

様式第1-1号

整理番号

/

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請懇親等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	月間『ガバナンス』購読料		
年 月 日	平成31年4月1日～平成 年 月 日	金額	810円

目的	各種情報収集と研究
使途	購読料(平成31年4月分)
政務活動・県政との関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るため購読し活用する

《領収書貼付枠》

購読期間が平成28年9月から平成31年8月のため月割計算し、H31年4月分を請求する
 購読料 29,160円(平成28年9月16日支払い)
 29,160円×1/36月=810円

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	810 円	/	810 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
28-09-16	23003	A93110006
取扱店	フジエタ	
払込口座	00140-8	10000
払込金額	*29,160	料金 *0
	00140 8 10000	振替受付票
	株式会社吉よし	払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
	29160	料金には、消費税等が含まれています。
	426-0132 静岡県 湖北市 木原 286	(ゆうちょ銀行)
	佐野 愛子	

ゆうちょ口座間送金は10月1日から
月4回目以降、料金がかかります。

請求書

佐野 愛子

様 平成 28年 9月 1日

東京都江東区新木場1丁目18番11号 (〒136-8575)

株式会社吉よし
代表取締役
社長 成吉



E
お支払は 平成28年11月30日までにお願いします。

ご請求額 ￥29,160.-

お得意様№
(請求№) [REDACTED]

609660404

品名	追録号数	数量	単価	金額	備考
月刊「ガバナンス」 28年9月号~31年8月号 36ヶ月	謹 読 料	1	29160	29160	
29160 × 1/36 = 810円					

(振込先) みずほ銀行 東京営業部
普通預金 4913720 カ)キヨセイ
(要打電項目) 609660404 サ)アコ

(77)

様式第1-2号

整理番号

2

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

使途項目 サーチキー

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

7 7 4 - 0 0 1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	平成30年度会費及び送料 NPO法人くすり・たべもの・からだの協議会		
年 月 日	平成31年4月1日～平成 年 月 日	金 額	259 円

会の趣旨・目的	健康寿命の延伸を実現するため、薬や食べ物に関する正しい知識を普及させ豊かな生活の構築に寄与する
会の活動内容等	健康に関し広い分野における様々な情報を講演会や講座等を介して発信する
政務活動・県政との関連性	県民の健康推進施策として総合計画等への提案に役立てる

《領収書貼付枠》

事業年度5月1日～翌年4月30日のため月割計算し、H31年4月分を請求する

年会費及び送料 3,108円 (H30年6月11日支払い) (平成30年度請求未済額 2,849円)

3,108円×1/12月=259円

(支出証拠書: 平成30年6月份No.39 参照)

※添付書類:(団体の会則・事業概要・その他())

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
		/	
	259円	100%	259円

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証 (個人)

佐野 愛子 様

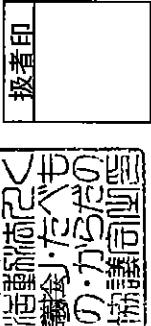
領収金額	¥ 3,000.-
(うち消費税額等)	

但 平成30年度 年会費として¥3,000.-

上記正に領収いたしました

平成30年6月11日

静岡県静岡市清水区中之郷二丁目14番9号
特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会
理事長 山 静 雄



平成 30 年 5 月 31 日

NPO 法人「くすり・たべもの・からだの協議会」

会員 各位

年会費納入のお願い

拝啓 青葉の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 30 年度年会費 3,000 円の納入をお願い申し上げます。6 月 23 日の講演会時、受付にお支払いください
ただくか、6 月末までにお振込みをお願いいたします。

また、ボディケアエクササイズ参加者は、エクササイズ会場にてお支払いいただけます。

敬具

【振込先】銀行名：スルガ銀行 草薙支店（店番号 709）

口座番号：普通預金 3473774

口座名義：特定非営利活動法人くすりたべものからだの協議会

トクヒ) クスリタベモノカラダノキヨウギカイ

NPO 法人「くすり・たべもの・からだの協議会」

理事長 山田 静雄

〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52-1

静岡県立大学 大学院薬学研究院薬食研究推進センター

TEL (054) 264-5625、FAX (054) 264-5626

特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、「特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会」と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、社会が高齢化する中、国民の健康寿命の延伸を実現するべく、広く市民に対して、「くすり」と「たべもの」の研究及び啓発等に関する事業を行い、もって健康な「からだ」を作り、豊かな生活の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ④ 災害救援活動
- ⑤ 国際協力の活動
- ⑥ 科学技術の振興を図る活動
- ⑦ 消費者の保護を図る活動

(事業)

第5条 当法人は、第3条に掲げる目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 薬と食による健康寿命の延伸に資する学術研究及びそれらの啓発のための支援事業
- ② 国内外の学術集会の開催及びその支援事業
- ③ 健康科学に対する教育支援事業
- ④ 健康科学に関わる人材の育成支援事業
- ⑤ 研究者の海外からの招聘事業、研究者の海外への派遣事業その他の

国際交流支援事業

- ⑥ 公開市民講座の開催その他の健康科学の普及啓発事業
- ⑦ 災害時の医療従事者の派遣その他の救援支援事業
- ⑧ 食品及び医薬品の安全に関する情報の発信事業
- ⑨ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種類とし、正会員を法上の社員とする。

- ① 正会員
当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- ② 協力会員
当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 当法人に入会しようとする者（以下「入会申込者」という。）は、理事長が定める入会申込書により、理事長に入会を申し込むものとする。

- 2 理事長は、入会申込者の入会を拒否すべき正当な理由がある場合を除き、入会申込者の入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、入会申込者の入会を拒否するものと決したときには、速やかに、理由を付した書面をもって入会申込者に対し、その旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金等（入会金及び会費をいう。以下この条で同じ。）を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会員に以下に定める事由がある場合には、理事長はその会員の入会金等の納入を免除することができる。この場合には、会員は事由を証明する書面その他理事長の求める書面を提出しなければならない。

- ① 会員が学生又は生徒である場合
- ② 会員が震災、火災、水害その他の災害のため入会金等の納入が困難である場合
- ③ 会員が傷病のため入会金等の納入が困難な場合
- ④ 会員が生活保護法に基づく保護その他の公的扶助を受けている場合
- ⑤ 前各号のほか、入会金等の納入が困難であると理事長が認める場合

特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 退会届を提出したとき。
- ② 個人である会員が死亡したとき。
- ③ 団体である会員が解散（合併による解散を除く。）したとき。
- ④ 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- ⑤ 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- ① 法令及びこの定款に違反する行為をしたとき。
 - ② 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種別及び定数)

第13条 当法人に、次の役員を置く。

- ① 理事長 1名
- ② 副理事長 1名以上2名以内
- ③ 理事（理事長及び副理事長を含む。） 3名以上20名以内
- ④ 監事 1名以上

(役員の選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 理事長及び副理事長の選任に関する細則は、別に理事会で定める。
- 4 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねることができない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、当法人の役員になるこ

とができない。

6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれることになってはならない。

7 役員のうちには、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員の職務)

第15条 理事長は、当法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して業務を管理し、あらかじめ理事会で定めた順序により、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。

4 監事は次の職務を行う。

① 理事の業務執行の状況を監査すること。

② 当法人の財産の状況を監査すること。

③ 前各号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

④ 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。

⑤ 理事の業務執行の状況又は財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長することができる。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第13条に定める最少の役員数を下回る場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(役員の欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数（定数に上限と下限の定めがある場合には、定数の下限）の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく、これを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- ① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたと認められるとき。

③ 前各号のほか、やむを得ない事由があると認められるとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を支給することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会で別に定める。

第5章 顧問及び相談役

第20条 当法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、総会の議決により理事長が委嘱する。

3 任期その他の顧問及び相談役に関する細則は、別に理事会で定める。

第6章 総会

(総会の種別)

第21条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、次の事項を議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び活動予算の決定
- ⑤ 事業計画及び活動予算の変更
- ⑥ 事業報告及び活動決算

特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会

- ⑦ 役員の選任又は解任、職務並びに報酬
- ⑧ 顧問及び相談役の選任及び解任
- ⑨ 会員の除名
- ⑩ 入会金及び年会費の額
- ⑪ 借入金(その事業年度内の収益をもって弁済する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑫ その他当法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回、6月に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- ① 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - ② 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録により招集の請求があったとき。
 - ③ 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- 3 総会の運営に関する細則は、別途総会で定める。

(総会の招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内を期日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的記録により、会日の5日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決権)

第29条 会員の表決権は、平等とする。

2 団体である正会員は、総会に、その代表者が出席するものとする。

ただし、代表者が出席できない場合には、あらかじめ届け出た役員又は職員を出席させることができる。

3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の会員に代理人として表決を委任することができる。

4 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第49条及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

① 日時及び場所
② 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合については、その数を付記することを要する。）

③ 審議事項
④ 議事の経過の概要及び議決の結果
⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長及び議事録の作成に係る職務を行った者が署名押印又は記名押印しなければならない。

① 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
③ 総会の決議があったものとみなされた日
④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事全員をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるものほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ 事務局の組織及び運営に関する事項
- ④ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
 - ② 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があつたとき。
 - ③ 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。
- 2 理事会の運営の細則に関しては、理事会において別途定める。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第1項第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内を期日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的記録により、会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の了解がある場合はこの手続を省略することができる。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知されていない事項であっても、災害への対応その他緊急を要する事

項については、理事会で議決することを妨げない。

4 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第38条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記することを要する。)
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
 - ⑥ 前条の規定に基づいて理事会の決議があったものとみなされた場合には、その旨
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選出された2名以上の議事録署名人が署名押印又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、前条の規定に基づいて理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長及び議事録の作成に係る職務を行つた者が署名押印又は記名押印しなければならない。
 - ① 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

- ② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 当法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された財産
- ② 入会金
- ③ 会費
- ④ 寄附金品
- ⑤ 財産から生じる収益
- ⑥ 事業に伴う収益
- ⑦ その他の収益

(資産の管理)

第41条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が定める。

(会計の原則)

第42条 当法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行う。

(事業計画及び活動予算)

第43条 当法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて執行することができる。

2 前項の規定に基づいて執行された収益及び費用は、新たに成立した予算の収益及び費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算の超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設ける。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、総会において既定の予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関わる書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
 - ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - ③ 正会員の欠亡
 - ④ 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
 - ⑤ 破産手続開始の決定
 - ⑥ 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 当法人が解散したとき（第1項第4号及び第5号の場合を除く。）は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が、解散（前条第1項第4号及び第5号の場合を除く。）した

特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会

ときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 当法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならぬ。

第10章 公告の方法

第53条 当法人の公告は、当法人の掲示板に掲示して行うとともに、官報に掲載して行う。

第11章 事務局

第54条 当法人に、当法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第12章 雜則

第55条 この定款の施行に際し必要な細則は、理事会の議決により定める。

附 則

(施行日)

第1条 この定款は、当法人の設立の日から施行する。

(初年度の役員)

第2条 当法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 山田 静雄
副理事長 影山 慎二
理事 伊藤 由彦
理事 木村 緑
理事 速水 慎介
監事 賀川 義之

- 2 設立当初の役員の任期は、第16条第1項本文の規定にかかわらず、当法人の設立の日から平成28年6月30日までとする。

特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会

(初年度の事業年度)

第3条 当法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、当法人設立の日から平成27年4月30日までとする。

(初年度の事業計画及び活動予算)

第4条 当法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会で定める。

(初年度の入会金及び年会費)

第5条 当法人の設立当初の入会金は、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 個人である正会員 金2,000円

② 団体である正会員 金10,000円

③ 協力会員 金1,000円

2 当法人の初年度の事業年度における年会費は、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 個人である正会員 金3,000円

② 団体である正会員 金20,000円

③ 協力会員 金1,000円

附 則

変更後の定款は、平成27年3月15日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成27年 7月 9日から施行する。

整理番号

3

決裁	会派代表者	○印	経理責任者	○印	経理担当者	○印
----	-------	----	-------	----	-------	----

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	平成31年4月分 事務所賃借料及び送金手数料		
年 月 日	平成31年3月25日～平成 年 月 日	金 额	50,216 円

目的																																																	
使途																																																	
政務活動・ 県政との 関連性																																																	
《領収書貼付枠》	<p align="center">ご利用明細票</p> <table border="1"> <tr> <td>お取扱日</td> <td>店 番</td> <td>お取引内容</td> </tr> <tr> <td>31-03-25</td> <td>23003</td> <td>通帳送金</td> </tr> <tr> <td>記 号</td> <td>番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>*****</td> <td>*</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱番号</td> <td>お取引金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>N198</td> <td>*100,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>残高</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">清水銀行</td> </tr> <tr> <td colspan="3">藤枝駅西支店</td> </tr> <tr> <td colspan="3">普通 2215815</td> </tr> <tr> <td colspan="3">カ)マルトシアオキ</td> </tr> <tr> <td colspan="3">送金料金 *432円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">振込予定日 31-03-25</td> </tr> <tr> <td colspan="3">サノアイコ</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ご利用いただきましてありがとうございました。 ゆうちょ銀行</td> </tr> </table>			お取扱日	店 番	お取引内容	31-03-25	23003	通帳送金	記 号	番 号		*****	*		取扱番号	お取引金額		N198	*100,000			残高		清水銀行			藤枝駅西支店			普通 2215815			カ)マルトシアオキ			送金料金 *432円			振込予定日 31-03-25			サノアイコ			ご利用いただきましてありがとうございました。 ゆうちょ銀行			
お取扱日	店 番	お取引内容																																															
31-03-25	23003	通帳送金																																															
記 号	番 号																																																
*****	*																																																
取扱番号	お取引金額																																																
N198	*100,000																																																
	残高																																																
清水銀行																																																	
藤枝駅西支店																																																	
普通 2215815																																																	
カ)マルトシアオキ																																																	
送金料金 *432円																																																	
振込予定日 31-03-25																																																	
サノアイコ																																																	
ご利用いただきましてありがとうございました。 ゆうちょ銀行																																																	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動 で使用のため	100,432 円	1/2	50,216 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

様式第1-1号

整理番号

4

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

180 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要諭情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース代(平成31年4月分)		
年 月 日	平成31年 4月 5日～平成 年 月 日	金 額	22,231 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

*月額リース料金(68,726円)から重量税、任意保険料等政務活動費非対象経費を除いた金額(57,996円)に4/8から4/30までの23日間の1/2を乗じた額を充当する
計算根拠を別紙に添付する

按分の理由 活動費と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	57,996 × 23/30 44,463 円	1/2	22,231 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1. 普通預金のお取引（兼お借入明細）

口座番号	課税区分	マル優お申込日	マル優口座限度額
	課税		千円

平成31年 4月分

年月日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差引残高	備考
		繰越残高			
31-04-05	BF	68,726	ホンタ・ファイナンス		

※表示内容については、宛名ページ裏面の説明をお読みください。

3. 定期預金・担保お預かり明細

口座番号	課税区分	マル優お申込日	マル優口座限度額
			千円

平成31年 4月30日時点

高 残

取扱番号	満期日	お預かり金額 種類	預入日 取扱日	預入期間 (据置期間)	利率(%) (中間払利率)	課税区分	満期日の取扱方法 中間払利息取扱方法
				())		

※満期日順に表示しています。月末日が休業日の場合は、直前の営業日時点のお預かり明細です。

その他、表示内容については、宛名ページ裏面の説明をお読みください。

001 1001 0508-L01 0084729# 00084741 0002-0002 H****



自動車リース料の活動費充当額計算根拠

リース料総額 A 4,123,560 円 (68,726 円/月 60 回) 別紙リース料参照

対象外経費計 B ▲643,770 円 1+2+3+4

経費計算

対象外経費	1 重量税	▲24,600 円
"	2 任意保険料	▲388,620 円
"	3 メンテナンス料	▲300,000 円
対象経費	4 エンジンオイル料	69,450 円 (メンテナンス料の内、対象経費にあたるエンジンオイル料を調整)

対象経費 C 3,479,790 円 A+B

月額リース相当額 C ÷ 60 回
ひと月活動費充当額 1/2
28,998 円

支那統治明書

金後納
便郵

426-0132
静岡県藤枝市本郷

樓 穎子

卷之三

106A6K1000072#



Honda Finance
株式会社ホンダファイナンス

リースセンター
TEL 0120-5555-381

* 土日祝日も営業しております（一部除く）

■開封前に宛名をご確認ください。
封面上に表示がたりのない場合は、必ず郵便局記入欄に宛名を記入してお送りください。
この部分からゆづり印はがきして中をご覧ください。
同様に裏面の左下からもはがきして中をご覧ください。
郵便局記入欄に記入する際は、左側の「宛て」欄に宛名を記入し、右側の「件名」欄に件名を記入して下さい。

※ご住所などご要事項には、表記「ご相談会先」までご連絡をお願い申し上げます。(単位:円)

様式第1-1号

整理番号

5

決裁	会派代表者	(周本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(寺本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所電気料(平成31年4月請求分)		
年 月 日	平成31年4月15日～平成 年 月 日	金 額	10,496 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
31				13
41				14
51				15
61 31-04-15	(チュウア"デ"ンリョク)	電気	20,992	16
71				17
81				18
91				19
101				20
111				21
121				22
131				23
141				24

按分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	20,992 円	1/2	10,496 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

口座振替払済のお知らせ（電気料金等領収証）

毎度お引立ていただきありがとうございます。
平成31年4月分の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

平成31年4月16日発行

■ 振替内容

振替 内容		合計 領収金額	消費税等相当額(再掲)
振替年月日			
平成31年 4月15日		20992円	1,554円
指定口座	口座情報の表示を希望される場合は		
	担当窓口までご連絡ください。		

■領収金額の内訳

⑤ごあんない お届け先住所を変更される場合は、表記の担当窓口までご連絡ください。お問い合わせには、お客様番号をお知らせください。
⑥おことわり 領收証の再発行はできませんので大切に保管してください。証明書の発行には、別途手数料がかかります。

印紙税申告納付につき名古屋東税務署承認済

領収証の再発行はできませんので、お手数ですが、自分
自分、金額を修正したものは無効でございます。

中部電力株式会社

様式第1-1号

整理番号

6

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	月間『婦人通信』購読料及び送料		
年 月 日	平成31年4月23日～平成 年 月 日	金 額	387円

目的	各種情報収集と研究
使途	購読料(2019年4月分)
政務活動・県政との関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るため購読し活用する

《領収書貼付枠》
 購読期間が2019年1月から2019年12月のため月割計算し、4月分を請求する
 購読料と送料 4,650円
 4,650円×1/12月=387円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	387円	/	387円
全て政務活動にかかるものである。		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ナ月

1/2

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
31-04-23	23003	A93140010
取扱店	フジエタ	
払込口座	00100-2	74431
払込金額	*4,500	料金 *150

振替受付票	
00100-2 クレジット 端人通信編集部 4,500	払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)
佐野愛子	

はじめての投資信託を
ゆうちょが応援します！

佐野 紗子様

いつも月刊「婦人通信」をご購読いただき、まことにありがとうございます。
早速で恐縮ですが、誌代が未納となっておりますので、請求書をお送りいたしました。

ご継続の場合は、前納制をとっておりますので、年間誌代をご送金下さいま
す様に、また、中止なさる場合は、その旨お書き添え下さいませ。

何卒、引き続きご購読いただきます様お願い申し上げます。なお、ご送金と
行き違いの時は、失礼をお許しください。

年間誌代 4,500 円、半年間誌代 2,250 円

送付先

- * 郵便振替・・・同封の振込用紙をご利用ください。
- * 銀行振込み・・・みずほ銀行新宿南口支店 ふつう口座 1016460
口座名～日本婦人団体連合会
- * 切手を直接お送りいただいてもかまいません。

2019年4月18日

日本婦人団体連合会
月刊「婦人通信」編集部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-11-9-303
TEL03-3401-6147 Fax03-5474-5585
メールアドレス fujin-tsushin@cotton.ocn.ne.jp

2019.1月～12月分 購読料

様式第1-2号

整理番号

7

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

7 7 4 — 0 0 1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	平成31年度会費 藤枝心愛会 (3年4月分)		
年 月 日	平成31年4月26日～平成 年 月 日	金 額	333 円

会の趣旨・目的	精神障害者及びその家族に対して、精神保健福祉活動ならびに社会活動の支援を行う
会の活動内容等	会の趣旨をもとに、福祉社会の実現に寄与する活動
政務活動・県政との関連性	障害に対する正しい理解と支援をすすめ、福祉社会の実現に注力する

《領収書貼付枠》

本協議会の会計期間が4月から3月のため、ひと月分を請求する

$$4,000円 \times 1/12 = 333円$$

※添付書類：団体の会則・事業概要・その他（定款）

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	4,000円	1/12	333 円
		%	

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 書

上 様

金4,000. 円也

但し 平成ノ/ 年度 藤枝心愛会 会費

平成ノ/ 年々月26日 NPO法人 精神保健福祉 藤枝心愛会

理事長

小野



支払者：佐野愛子

藤枝心愛会

藤枝心愛会

ホーム

NPO法人精神保健福祉 藤枝心愛会

~精神障害があっても、安心して暮らせる地域づくり~

NPO法人精神保健福祉 藤枝心愛会
理事長 小野清子
所在地 第1事務所 静岡県藤枝市高柳 2-6-10
TEL 054-634-0561
第2事務所 静岡県藤枝市田沼 2-22-12
TEL 054-634-2340
(藤枝第二心愛)

ホームページ事務局
静岡県藤枝市駅前1-8-15-1309
TEL & FAX 054-631-6969
メールアドレス kabumatsu1003@yahoo.co.jp

NPO法人精神保健福祉 藤枝心愛会は、心に病を持つ人を身内に抱えている家族と、その苦しみを理解して共に活動する人の会です。

藤枝心愛会は、
”支えあい 学びあい 対外的な活動”により、会員が
”心を繋ぎ合う”こと。そして
”心の病への正しい理解”と ”心の病を持つ者への支援”をすすめる事を 目指しています。

Copy Right (c)藤枝心愛会 All Rights Reserved.

Powered by FC2ホームページ

ツイート

1
いいね!

0

特定非営利活動法人 精神保健福祉藤枝心愛会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 精神保健福祉藤枝心愛会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県藤枝市高柳2丁目6番10号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、精神障害者の家族及び本人に対して、精神保健福祉活動並びに社会活動の支援に関する事業を行い、市民として協働出来る福祉社会の実現に、寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者及びその家族に対する相談・支援に関する事業
- ② 障害者支援団体に対する助成事業
- ③ 障害者に関する広報・啓発事業
- ④ 障害者と地域住民との交流事業
- ⑤ その他 目的達成の為に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 家族に精神障害者のある人又は精神衛生福祉等の活動に理解があり参加

しようとする人

(2) 総会に出席し、年会費を納入すること。

2 正会員として、入会しようとするものは、理事長が別途に定めるに入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は法人等にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は遠隔地に転居したとき。
- (3) 正当な理由なく継続して会費を3年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、総会の議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した、会費及び他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む。） 14人以内
- (4) 監事 2人

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は静岡県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、役員は、再任されることができる。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最後の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。
 - 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身故障の為、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員数総の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載し

- た議事録を作成しなければならない
- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画の変更及び活動予算の変更
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の決議)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知され

た事項について書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第44条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益・費用は、新たに成立した予算の収益・費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10)定数の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる

○ (残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法11条第3項に掲げる者のうち、社会福祉法人心愛志太に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

- 2 この法人の正会員の設立及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 会費 年額 4,000 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び收支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。
- 6 平成 26 年 4 月 24 日改正
平成 29 年 4 月 25 日改正

これは、特定非営利活動法人精神保健福祉藤枝心愛会の定款に
相違ありません。

平成 29 年 4 月 25 日

特定非営利活動法人精神保健福祉藤枝心愛会

理 事 小野清子

様式第1-1号

整理番号

8

決裁	会派代表者	(周本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(寺本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782-001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	平成31年4月1日～平成31年4月30日	金額	18,700円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	4月分給与
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

平成31年4月分

氏名

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用保険料	控除額合計	
円 18,700	円	円	円	円 0	円 18,700	
					受領印	
					受領日	4月26日

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	18,700円	/	18,700円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

会派様式第5号

雇用実績表

4月分	氏名	[REDACTED]
-----	----	------------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1	月			
2	火			
3	水			
4	木			
5	金			
6	土			
7	日			
8	月			
9	火	2	2	スケジュール確認と調整
10	水			
11	木			
12	金	2	2	県政資料発送作業
13	土			
14	日			
15	月			
16	火	3	3	県政資料ファイリング
17	水			
18	木			
19	金	2	2	前期各種案内文書、提出書類整理
20	土			
21	日			
22	月			
23	火	4	4	前期各種案内文書、提出書類整理保管処理
24	水			
25	木			
26	金	4	4	前期各種案内文書、提出書類整理保管処理
27	土			
28	日			
29	月			
30	火			
計	(A)	17	(B)	17

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成31年4月26日

会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子 

[政務活動費充当計算]…①又は②の算式を用いて、政務活動費充当を算出する。

①(B)[17時間00分]×単価[1,100円]=18,700円

②総支給額(円)×(B)/(A)=円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

様式第1-1号

整理番号

9

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請賄賂等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	平成31年4月1日～平成31年4月30日	金 额	33,950 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	4月分給与
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

平成31年4月分

氏名 [REDACTED]

給与	通勤手当 日数9日 ¥350/日	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用保険料	控除額合計	
円 30,800	円 3,150	円 33,950	円	円	円 0	円 33,950
受領印 [REDACTED]						受領日 4月26日

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
		/	
	33,950 円	100%	33,950 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

会派様式第5号

雇用実績表

4月分

氏名

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1	月			
2	火			
3	水			
4	木			
5	金			
6	土			
7	日			
8	月	2	2	今月スケジュール確認
9	火			
10	水	2	2	資料集め
11	木	2	2	情報収集
12	金			
13	土			
14	日			
15	月	2	2	県政報告発送準備
16	火			
17	水	4	4	資料ファイリング
18	木	4	4	県政報告発送準備
19	金			
20	土			
21	日			
22	月	4	4	資料ファイリング
23	火			
24	水	4	4	各種案内状の整理
25	木	4	4	次月予定確認
26	金			
27	土			
28	日			
29	月			
30	火			
31				
計		28	28	

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成31年4月26日

ふじのくに県民クラブ 佐野愛子



〔政務活動費充当計算〕…①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

$$\textcircled{1}(\text{B}) [28 \text{ 時間 } \text{ 分}] \times \text{単価} (1100 \text{ 円}) = 30,800 \text{ 円}$$

$$\textcircled{2} \text{総支給額} (\text{円}) \times (\text{B}) / (\text{A}) = \text{円}$$

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号

10

決 裁	会派代表者	岡本	経理責任者	田内	経理担当者	泰
--------	-------	----	-------	----	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	平成31年4月1日～平成31年4月30日	金額	32,400 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	4月分給与
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

平成31年4月分

氏名

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用保険料	控除額合計	
円 32,400	円	円 32,400	円	円 0	円 32,400	
						受領印
						受領日 4月26日

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	32,400 円	/	
		100%	32,400 円

* 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

会派様式第5号

雇用実績表

4月分	氏名	[REDACTED]
-----	----	------------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1	月			
2	火			
3	水			
4	木			
5	金			
6	土			
7	日			
8	月	4	4	スケジュール打ち合わせ、確認調整
9	火			
10	水			
11	木	4	4	県政資料発送準備
12	金			
13	土	4	4	県政資料発送準備
14	日			
15	月	4	4	県政資料発送作業
16	火			
17	水			
18	木	4	4	県政資料発送作業
19	金			
20	土	4	4	各種案内状確認、スケジュール管理
21	日			
22	月	4	4	県政資料整理ファーリング
23	火			
24	水			
25	木	4	4	県政資料ファーリング
26	金	4	4	前期各種資料整理保管作業
27	土			
28	日			
29	月			
30	火			
計	(A)	36	(B)	36

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成31年4月26日
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子 

[政務活動費充当計算] ①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [36 時間 00 分] × 単価 [900 円] = 32,400 円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

様式第1-4号

整理番号	/ /
決裁	会派代表者  経理責任者  経理担当者 

使途項目 サーチキー 支出証拠書（自動車燃料代）

7 8 0 - 0 0 4

【 4 月分】  (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	736	18 円× 736 km / km	13,248

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った（充当した）ことを証明します。 議員氏名 佐野愛子 

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	13,248 円	100 %	13,248 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
8	会派打合せ、研修会	自宅一県庁、駅	57
9	瀬戸谷幼稚園入学式状況視察、FM県政報告収録	自宅一中山、島田	46
10	瀬戸谷幼稚園視察、県庁打ち合わせ	自宅一県庁、駅	57
12	教職員代表者意見交換	自宅一静岡会館	55
13	献血視察、老人特養施設視察	自宅一岡出山、中ノ合	28
14	自治会連合会意見交換	自宅一岡出山本郷等	29
15	老人クラブ意見交換	自宅一中山	7
16	戦没者追悼視察、意見交換	自宅一柚木	62
17	JA女性部研修会、会派研修会	自宅一県庁、藤枝	58
18	遺族会情報交換	自宅一青島等	26
19	志太棲原地域協議会男女共同参画センター意見交換	自宅一城南藤枝	28
20	藤枝観光（藤祭り）状況視察、中里県政報告	自宅一藤枝地区センター中里	25
21	連合メーデー視察	自宅一島田等	28
22	FM県政報告収録等	自宅一島田	28
23	新茶初取引視察	自宅一堀之内	15
24	藤枝市身体障がい者との意見交換	自宅一駅前、青島	20
25	志太建築士会総会情報交換	自宅一焼津大崩	40
26	精神障がい者家族会意見交換、退職女性意見交換	自宅一駅前、青島静岡会館	58
27	藤枝市花回廊視察、意見交換	自宅一茶町	21
28	藤枝市観光協会視察	自宅一蓮花寺	20
29	剣道見学と情報収集	自宅一駅前、五十海	28
	合 計		736

13,248

様式第1-1号

整理番号	/2
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

178 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡・朝日新聞購読料		
年月日	平成31年4月30日～平成 年 月 日	金額	7,017 円

目的	各方面における情報収集
使途	4月静岡・朝日新聞購読料
政務活動・県政との関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する

《領収書貼付枠》

領収日 2019年4月30日



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	7,017 円	100 %	7,017 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

/3

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所電話通話料(平成31年4月請求分)		
年 月 日	令和1年5月7日～平成 年 月 日	金 额	6,117 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

通帳記載欄に“ガス”と表示している説明文書を添付する

通常貯金（兼お借入明細）				
年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
1-05-07			ガス 12,234	01
				02
				03
				04
				05
				06
				07
				08
				09
				10
				11
				12

按分の理由 政務活動と後援会活動 で使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	12,234 円	1/2	6,117 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒426-0037
藤枝市青木2-18-3

青木ビル 10

ふじのくに県民クラブ藤枝
佐野愛子事務所

111

御中

お問い合わせ先

元410-0053

沼津市寿町8-28

メディアプラザ

TEL 0120-696-942

No. 270K
2019年04月20日

(株) TOKAIケーブルネットワーク

お客様コード	ご請求日	ご請求金額（税込）
XXXXXX	2019年05月07日	12,234

お引落し元 郵便局

引落日が金融機関の休日の場合、翌営業日に引落しを行います。

平成23年6月10日

〒426-0037
藤枝市青木2-18-3

ふじのくに県議団藤枝
佐野愛子事務所 様

光インターネットご契約商品のご案内

拝啓 毎度格別の御引立てに賜り厚く御礼申し上げます。
この度は弊社サービスを利用していただき誠にありがとうございます。

お客様の現在の御契約商品の明細は下記の通りでございます。
尚、自動振替口座の御通帳の印字は「ガス」で御座いますが
インターネット利用料金及び電話関係料金として自動振替させて頂きます。

尚、ご不明な点が御座いましたら下記までご連絡をお願い致します。
今後とも弊社を宜しくお願い致します。

敬具

単位(円)

御利用商品名	御利用料金	
ひかりインターネット	4,500	毎月請求(当月御利用分)
ひかり電話通話料(※1※3)	-	毎月請求(前月御利用分)
ユニバーサルサービス料(※1※2)	7	毎月請求(前月御利用分)

※1 ひかり利用料・通話料・ユニバーサルサービス料は御利用月の翌月請求となります。

※2 ユニバーサルサービス制度はNTT東日本や西日本が加入電話などのユニバーサルサービスの提供を確保するために必要な費用を、電話会社全体で応分に負担する仕組みです。

詳しくは総務省ホームページをご覧ください。 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/universalservice/
※3 ひかり電話通話料は御利用分のみの請求となります。

株式会社 ビック東海
沼津市寿町8番28号 メディアプラザ2階
放送通信センター 管理課
TEL 0120-696-942
FAX 055-922-5694

整理番号

14

決裁	会派代表者	西本	経理責任者	田内	経理担当者	素
----	-------	----	-------	----	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料、及びモバイル通信料(平成31年4月請求分)		
年月日	令和元年5月27日~	年月日	金額 7,172 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

料金合計額 ケータイ補償サービス利用料

(16,832円 - (380円+500円) × 1.08) × 1/2 × 28日/31日 = 7,172円

利用期間が3月のみで、選挙告示日(29)以降3月までの3日間を
除外する。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	(16,832円 - (380円+500円) × 1.08) × 1/2 × 28日/31日 14,345円	1/2 %	7,172円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1. 普通預金のお取引（兼お借入明細）

ページ 000144

口座番号	課税区分	マル便お申込日	マル便口座限度額
		課税	千円

※表示内容については、宛名ページ裏面の説明をお読みください。

3. 定期預金・担保お預かり明細

口座番号	課税区分	マル優お申込日	マル優口座限度額
			千円

令和 1年 5月31日時点

残 高

取扱番号	満期日	お預かり金額 種類	預入日 取扱日	預入期間 (据置期間)	利率(%) (中間払利率)	課税区分	

*満期日順に表示しています。月末日が休業日の場合は、直前の営業日時点のお預かり明細です。

その他、表示内容については、宛名ページ裏面の説明をお読みください。





カードご利用代金明細

カード名: [REDACTED]

カード番号: [REDACTED]

お客様番号

※ お客様の個人情報保護の為、「お客様番号」はカード会員番号と異なる番号を使用しております。

金融機関名

支店名

科目・口座番号

口座名義 佐野 様

2019年5月度のご利用代金明細

作成日: 2019/5/15

お支払日 2019年5月27日
(月)

お支払
金額 58,712 円

獲得ラブリィポイ
ント 294 点

- △ 1回・2回・分割・ボーナス払の今回
- お支払金額小計
- リボルビング払の今回お支払金額小計
- * ご指定口座へは金融機関の前営業日5月24日(金)迄にご用意願います。
- * 当社と本明細記載以外のご契約があり、かつ、ご指定口座が同一の場合には、合算した金額にてご請求させて頂きます。

ご利用代金明細

- ※ リボルビング払の明細は新規ご利用分のみ表示しております。
 ※ リボルビング払の今回お支払金額は「リボルビング払のお支払内訳」をご覧ください。

ご利用店名 年月日	ご利用都市名など 現地通貨額	ご利 用 年 月 現地通貨額	支 付 開 始 年 月 内 換算レート 者 数	支 付 回 回 年 月 数	今 回 回 目 自 由	金 額 (円)	手 数 料 利 用 額 (円)	今 回 利 息 額 (円)	お 支 払 金 額 (円)	お 支 払 後 残 高 (円)	ボ イ ン ト 四 目
--------------	-------------------	----------------------------	--	---------------------------------	----------------------------	---------------	-----------------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------------	----------------------------

<<今回の支払明細>>

19/3/31 ドコモご利用料金 4月分	本人	19/5 1 1	16,832	0	16,832	0 #
						0 #
						0 #
						0 #
						0 #

前年度のご利用に
より年会費は無料・あります。
となって

1回・2回・分割・ボーナス払の今回お支
払金額小計 58,712
 リボルビング払の今回お支払金額小計 0
 お支払金額 58,712

リボルビング払のお支払内訳

前回お支払後元本残高(円)

諸費用(円)

今回ご利用金額(円)

諸費用(円)

今回お支払金額(円)

内元本(円)

内手数料・利
息(円)

内諸費用(円)

お支払後残高

リボルビング払のご登録内容

ショッピング キャッシング

ご返済方式 元金定額 元金定額

ご返済コース 戻高スライド

ボーナス加算月

ボーナス加算金額
(円)手数料・利
率 実質年率 15.000 % 実質年率 18.000 %※ 上記ご登録内容は、ご利用代金明細作成時点の
内容を表示しております。

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(1 / 1 ページ) docomo

お客様氏名 CUSTOMER NAME	佐野 愛子 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。
お客様電話番号 PHONE NUMBER	[REDACTED]

ご利用額のご案内

ご利用年月 MONTH OF USE	2019年3月ご利用分
ご利用額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY うち、消費税等相当額 TAX	16,832円 (1,246円)
振替日 TRANSFER DAY	ご利用クレジット会社の規約に基づく振替日

ご利用クレジット会社 CREDIT COMPANY	* * * * *
カード会員番号 NUMBER NUMBER OF THE CARD	* * * * *

前々月ご利用額	15,371円(税込)
カケホノライトプラス (2019年3月末現在)	電話番号毎の利用内訳をご確認ください。
* * * *	* * * *

ポイントのお知らせ	dポイントクラブの特典「ずっとドコモ割プラス」では、「dポイント進呈」、「パケットパックの料金割引」のいずれかを選択いただけます。上位ステージほどおトクになるとともに、dポイント進呈なら料金割引の割引額の1.2倍のポイントがもらえます。詳しくは「dポイントクラブサイト」をご覧ください。
* * * *	* * * *

お知らせ	
【NTTドコモからのお知らせ】----- * * * 電話番号毎のご利用金額(税込) * * *	
[REDACTED] 加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス料	

株式会社NTTドコモ 料金領収証 RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES	
--	--

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。

The following amount was transferred from your account.

株式会社NTTドコモ
〒100-6150
東京都千代田区永田町2-11-1

請求年月 MONTH OF ISSUE	* * * *
領収金額 AMOUNT OF RECEIVED	* * * *
領収金額のうち、消費税等相当額 CONSUMPTION TAX	* * * *
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE)
	口座番号 (ACCOUNT)

本書は電子文書です。

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(1 / 4 ページ) docomo

* * * ユニバーサルサービス料について * * *

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、料金は個人普通通算事業者負担から1番号当たりの費用（番号掛置）が公表されています。

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(2 / 4 ページ) docomo

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(3 / 4 ページ) docomo

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(4 / 4 ページ) docomo